

# 令和8年度 助成事業一覧

目次			3ヶ月 申請期限
	◆P 1	助成金の申請期限について	
	◆P 2	助成金申請における注意事項	
融資	◆P 3	第50回近代化融資一部利子補給助成 <b>一部変更あり</b>	
	◆P 3	運転資金等一部利子補給助成	●
	◆P 4	信用保証料助成	●
車両・装置	◆P 4	環境対応型規制適合車導入助成	●
	◆P 5	低公害車導入助成(CNG・HV・電気自動車・燃料電池自動車) <b>【指定型式有り】</b>	
	◆P 6	EMS機器(デジタコ)導入助成 <b>【指定型式有り】</b>	●
	◆P 6	安全装置(バックカメラ)導入助成 <b>【指定型式有り】</b>	●
	◆P 7	側方衝突監視警報装置導入助成 <b>【指定型式有り】</b>	●
	◆P 8	点呼支援機器等導入(自動点呼・遠隔点呼)助成 <b>【指定型式有り】</b>	●
	◆P 9	クーラー・ヒーター導入助成	●
指導管理	◆P 9	蓄熱マット・電気毛布導入助成	●
	◆P 10	睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査費助成 <b>一部変更あり</b> <b>【指定機関有り】</b>	
	◆P 11	運転記録証明書・無事故無違反証明書手数料助成	
	◆P 11	適性診断受診・運行管理者講習受講助成	
	◆P 12	運行管理者オンライン講習(eナスバ)受講助成	●
	◆P 13	外部研修費用助成	
資格	◆P 15	健康診断受診費助成 <b>一部変更あり</b>	
	◆P 15	脳ドック・心臓ドック検査費助成	●
	◆P 16	上位運転免許等取得助成	●
	◆P 17	安全衛生法等関係法令資格取得助成 <b>一部変更あり</b> <b>【指定講習有り】</b>	●
全ト助成	◆P 17	ISO14001、9001、39001・グリーン経営認証登録等助成	●
	◆P 18	「働きやすい職場認証制度」認証取得費用助成	●
	◆P 18	外免切替講習受講助成(全ト協助成)	
	◆P 19	大型車用トルク・レンチ導入助成(全ト協助成) <b>【指定型式有り】</b>	
	◆P 19	呼気吹込み式アルコールインターロック装置導入助成(全ト協助成) <b>【指定型式有り】</b>	
	◆P 20	携帯型アルコール検知器導入助成(全ト協助成) <b>【指定型式有り】</b>	
	◆P 21	血圧計導入助成(全ト協助成) <b>【指定型式有り】</b>	
◆P 21	インターンシップ実施助成(全ト協助成)		
	◆P 22	経営診断受診促進助成(全ト協助成)	
	◆P 23	安全衛生法等関係法令登録技能講習一覧	

●印のものは起算日(次ページ参照)より3ヶ月以内に申請してください。

上記の各種助成金の申請にあたっては、『社会保険への加入』『会費の納入』が行われていることが必要です。

◆次ページ以降に助成金の申請期限や注意事項が載っておりますので必ずご確認ください。

一般社団法人 三重県トラック協会 総務部 TEL:059-227-6767

申請用紙については総務部へお電話いただくかホームページからダウンロードしてください。



三重県トラック協会 助成金

で検索またはQRコードからご参照ください。



## ◇ 助成金の申請期限について

**申請期限:起算日より3ヶ月以内 最終締切日:令和9年3月31日(必着)**

●申請締切りは「下記の表に記載の起算日」から『3ヶ月後の同じ日』とします。

①申請は起算日(下記表)から3ヶ月以内に提出してください。3ヶ月後の同日を申請期限とします。

なお令和8年4月～5月に導入完了したものは締切りを8月末まで延長します。

期限内の申請でないとう受付できませんのでご注意ください。

助成金	下記の日付(起算日)から3ヶ月以内に申請してください	
運転資金	借入日	
信用保証料	保証日	
環境対応型規制適合車※1	購入	支払い/新車登録/代替 全て完了した日
	リース・割賦・手形※2	契約/新車登録/代替 全て完了した日
EMS 安全装置(バックカメラ・衝突警報装置) クーラー・ヒーター・蓄熱マット・電気毛布	購入	支払い/新車登録/取付 全て完了した日
	リース・割賦・手形※2	契約/新車登録/取付 全て完了した日
点呼支援機器	支払/利用申込/届出書提出 全て完了した日	
脳ドック・心臓ドック	支払日	
上位運転免許・安全衛生法関係資格	免許/資格取得日	
ISO各種・グリーン経営・働きやすい	認証登録	登録証の登録日
	更新・維持審査	更新/維持審査/支払 全て完了した日

※1 年度末の取り扱い:支払い/新車登録/代替の手続き時期によっては一部対象外になる場合があります。  
4ページの〈注意 代替車両について〉を確認し、車両更新を計画的にご検討ください。

※2 手形支払いの場合の起算日は振出日とします。

②郵送での提出は『締切日の消印有効』です。但し、土・日・祝日の場合は、翌日まで受付します。

③直接持参の場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が締切日となる場合は、翌営業日まで受付をします。但し、最終締切日(令和9年3月31日)に限り申請書は必着とします。

●3ヶ月以内申請の対象とならない助成金

【近代化基金融資利子補給】【低公害車】【睡眠時無呼吸症候群(SAS)】【健康診断】

【適性診断・運管講習】【運転記録・無事故無違反証明】【外部研修】及び全ト協助成事業

但し【近代化基金融資利子補給】【低公害車】【経営診断受診促進助成】は事前申請となります。

●それぞれの助成金予算が満了した時点で申請受付を終了します。

①最終締切日の令和9年3月31日までに締切りとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

FAXでの受付不可です。実行後、すみやかに必要書類をそろえて、協会窓口へ提出してください。

②書類不備の場合、受付ができません。

③助成金進捗状況は、ホームページに掲載しておりますので、申請の際はご確認ください。

●令和9年3月31日(最終締切日)の取扱い

領収書・振込通知書・修了証等、発行元からの書類が令和9年3月31日の最終締切日に間に合わない場合は締切日までに申請書のみ先に提出し、領収書等の添付書類は4月中旬までに提出してください。

但し、領収書・振込通知書・修了証等は3月31日までの日付に限ります。

## ◇ 助成金申請における注意事項

### ●助成対象範囲と上限について

助成金によっては対象範囲及び上限があります。お申し込みの際は、下記一覧表で必ずご確認ください。  
 なお、県外営業所に所属の方は助成対象外となりますのでご注意ください。

助成名	助成上限	対象者			
		運転者	荷扱者	経営者 事務職 作業職	利用運送事業 旧営業区域業
運転記録証明・無事故無違反証明助成	1名につき年1回				
睡眠時無呼吸症候群(SAS)助成	三ト協へ報告済みの 運送事業従事者数	○	○	○	○
健康診断助成					
脳ドック・心臓ドック検査費助成	1社につき20名	○	×	×	×
適性診断助成	運転者1名につき年1回※				

※経営者や事務職の方であっても運転者を兼任している場合は助成の対象となります。

### ●国や他機関からの助成金を受けた場合について

三重県トラック協会以外から助成金を受けた場合は、その金額を差し引いた金額が助成対象となります。

【例】{(装置単価+取付費用)-(国+その他の補助金)}×1/3 = 三ト協助成額

### ●申請書記入欄【事業者記号】については下記の赤枠の記号を参考にご記入ください。

(例)

保険料納入告知額・領収済額通知書					
あなたの本月分保険料は下記の通りです。			下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。		
なお、納入告知書を指定の金融機関に送付したら、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いいたします。					
事業所整理番号	01-イロハ	事業所番号	00000		
納付目的年月	平成〇〇年〇月	納付期限	平成〇〇年〇月〇日	納付目的年月	平成〇〇年〇月〇日
健康勘定	厚生年金勘定	児童手当及び子供手当勘定		健康勘定	厚生年金勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当提出金		健康保険料	厚生年金保険料
〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
合計額		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇		合計額	
		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			

健康保険の資格確認証(黄色のカード)等に記載の事業者記号でも可とします。

### ●領収金額について

領収書の金額は請求書の金額と一致していること。複数のものをまとめて支払った場合は他の請求書も全て添付してください。

### ●インターネットバンキング利用時の添付書類について

領収書の写しの代わりにインターネットバンキング画面の写しを添付する場合

「処理中」や「承認待ち」のものは受付できません。

データ送信が「完了」や「承認済み」のものを添付してください。

また、「振込先」、「振込金額」、「依頼人(会社名)」が分かるものを添付してください。

口座番号しか記載のない場合は、通帳の写し等で口座番号と口座名義が確認できるものを添付してください。

## ◇ 第50回近代化融資一部利子補給助成 一部変更

トラック運送事業の近代化・合理化を図る為、設備資金を借り入れた場合、利子の一部を助成します。

【融資対象物】 R8. 4. 1 ~ R9. 3. 31 までに実施する下記の資金

### 一般融資

- ①物流施設（太陽光発電設備・事務機器含む）
- ②福利厚生施設、車両・荷役機械の購入
- ③低公害車（CNG車・ハイブリッド車）及び省エネ関連機器導入

一般融資は第47回・48回・49回の借入合計額が限度額に達している場合、全額償還後でないとお申込みできません。又、それ以外で現在返済中の場合は、申込み可能金額をトラック協会へご確認下さい。

### ポスト融資

LDG・LKG・SKG・QKG・TKG・2PG 等で識別記号の1桁目がL・M・R・Q・S・T・2 の車両

### 【融資条件等】

種類	一般融資	ポスト融資
予算	25億円	
利子補給率	上期(4~9月)1.0% 下期は8月に決定	
償還期間	設備 10年以内 車両 5年以内	5年以内
限度額	会員 5,000万円 組合 1億円	5,000万円

### 注意

- ・推薦決定日は「7月」「10月」「1月」の理事会ですが予算に達し次第、締切となります。
- ・令和9年3月31日までに設備・車両等の購入及び借入を実施すること。
- ・自己資金で購入代金を支払い済みの場合は対象外です。

## ◇ 運転資金等一部利子補給助成

三重県内にある本社・営業所に使用する目的で運転資金等を借り入れた場合、利子の一部を助成します。

【助成対象】 R8.4.1~R9.3.31の間におこなった運転資金等の借入金

ただし、三重県内の金融機関で借入れをおこなった運転資金等に限り、「金融機関」とは、都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・日本政策金融公庫・農業協同組合を指します。

【上限】40万円

40万円を超えない限り再申請ができます。

【申請期間】 R8. 6. 1 ~ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 返済期間により算出方法が異なります。下記算出方法で計算してください。

返済期間が1年以上

借入額の0.3%(千円未満切り捨て)

※但し、返済予定表による利息総額が借入額の0.3%に満たない場合は、その利息総額が助成対象となる。

【申請書類】借入完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③利息(返済)計算書(写)と返済予定表(写)

返済期間が1年未満

借入利率が0.3%以上

借入利率が0.3%未満

借入利率を0.3%に置き換えて助成額を算出  
例)  $500万 \times 0.3\% \times 91日 \div 365日 = 3,739円$

【助成額】 = 3,000円  
(千円未満切り捨て)

返済期間

利息全額相当分を助成

例)  $500万 \times 0.2\% \times 91日 \div 365日 = 2,493円$

【助成額】 = 2,000円  
(千円未満切り捨て)

借入利率

### 注意

繰り上げ返済等による変更が生じた場合は、協会までご連絡ください。

同じ借入に対して「近代化融資一部利子補給」との併用はできません。

返済期間・借入金額・借入利率があらかじめ決まっていないものは助成の対象外です。例:カードローン

## ◇ 信用保証料助成

資金の借入を行う際、三重県信用保証協会の保証を利用した場合に、保証料の一部を助成します。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に借入をし、支払った三重県信用保証協会の信用保証料  
※分割で支払った場合は1年目(今回)に支払った保証料のみ対象となります。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】  $\{(保証料総額) - (公的機関等からの助成額)\} \times 1/3 =$  三ト協助成額

【申請書類】借入完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②信用保証決定のお知らせ【お客様用】(写)
- ③セーフティネット保証に係る認定書(写)

【上限】40万円  
40万円を超えない限り  
再申請ができます。

※③は下記セーフティネット保証制度を利用の場合のみ

- (1)国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危険関連保証」)
- (2)国が定める「災害関連保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資にかかる保証料
- (3)原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定める保証料

### 注意

- ・都合により保証料の還付を受けた場合や、申請内容が正常なものでないことが判明した場合は助成金を返還いただくことになります。
- ・「近代化融資」「運転資金等一部利子補給」と併用ができます。

## ◇ 環境対応型規制適合車導入助成

CO2排出や、NOx・PM値の削減を目的に、環境対応型規制適合車を導入した場合、費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に導入する新車新規登録の事業用貨物自動車でR8.4.1～R9.3.31の間に登録(リース・割賦場合)や支払い(一括購入の場合)が完了しているもの。  
但し、車両型式識別記号が【2】から始まるものが対象で、事業用ディーゼルトラックとの代替えが必須です。  
※車両型式識別記号(例) 2PG-, 2KG-等

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

代替  
必須

【申請書類】 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②請求明細書(写)・・・購入時のみ添付
- ③導入した車両の車検証(写)
- ④代替車両の登録事項等証明書の【**現在記録・保存記録**】(写)
- ⑤下記のいずれかのもの  
一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)  
割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)  
リース ⇒ リース契約書(写)  
(いずれも車番が確認できること)

【助成金額】  
車両総重量に関係なく1台につき8万円

【上限】  
1社につき3台まで

現在記録・保存記録の両方が必要です  
『登録識別情報等通知書』とは異なります

### 注意

#### 代替車両について

- ・所有者および使用者を他社に名義変更する(100%同族会社は不可)又は永久抹消が必要です。
- ・増車(新車の登録)と減車(代替車両の名義変更又は永久抹消)は6ヶ月以内。  
**但し、減車はR8.4.1～助成金申請までに行う。**
- ・三重県内の事業用ディーゼルトラックであれば車両の型式、所有期間及び大きさは問いません。
- ・増車(支払い又はリース契約)と減車(同上)は同年度内に実行してください。  
例) 令和9年3月に新車登録&支払い、同年4月に減車 → **令和8年度・9年度ともに対象外**  
令和9年3月に新車登録、同年4月に支払い&減車 → 令和9年度助成金の対象

## ◇ 低公害車導入助成

低公害車の導入促進のため、環境省、全日本トラック協会及び三重県トラック協会において助成金制度を設けています。

助成対象車両・・・ 三重県内に導入する以下の事業用自動車(車両総重量2.5t超)であり  
いずれも新車新規登録車両であること。

- ① 天然ガス自動車 ② ハイブリッド自動車 ③ 電気自動車 ④ 燃料電池自動車

### 【環境省の助成】

委託先執行団体:①・②「(公社)北海道環境財団」 <https://www.heco-spc.or.jp/>  
③・④「(一財)環境優良車普及機構」 <https://www.levo.or.jp/>

### 【三ト協/全ト協が行う助成】

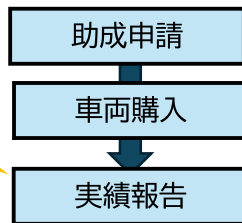
【助成対象】 R8.4.1～R9.3.12までに上記①～④を新車新規登録する車両  
但し③電気自動車及び④燃料電池自動車は中小企業者(資本金3億円以下または  
従業員数300人以下)のみ対象

対象型式はホームページまたはQRコードからご参照ください。



【申請期間】 R8.6.1～R9.1.29 (予算枠に達し次第、受付終了)  
原則 **事前申請** となりますが、4～6月の登録車両に限り、「事後申請」が  
可能ですので、7/31(金)までに申請してください。

【必要書類】①報告書  
②車検証(写)  
③領収証(写)



事前  
申請

【必要書類】①助成申請書  
②見積書(購入の場合のみ)

**注意**

実績報告は原則車両登録日から1ヶ月以内に提出してください。  
但し、リースの場合はリース会社が提出し、助成金はリース会社へ支払いとなります。

### ◆天然ガス自動車(購入・リース)助成金額

区分	全ト協	三ト協
小型	122,000	121,000
中型	459,000	458,000
大型	1,000,000	

経年車の廃車を伴う新車導入の場合も助成金額は同じとなります。

### ◆ハイブリッド自動車(購入・リース)助成金額

区分	全ト協	三ト協
小型※	97,000	96,000
中型	335,000	335,000
大型	600,000	

※最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両については全ト協・三ト協のみとなります。  
経年車の廃車を伴う新車導入の場合も助成金額は同じとなります。

### ◆電気自動車(購入・リース)助成金額

区分	全ト協	三ト協
小型	300,000	

### ◆燃料電池自動車(購入・リース)助成金額

区分	全ト協	三ト協
小型	300,000	

## ◇ EMS機器(デジタコ)導入助成

安全運行の励行と環境改善を支援することを目的に会員事業者がEMS(エコドライブ管理システム)機器を新たに導入(一括、割賦)又はリースし装着した場合、費用の一部を助成します。

労務管理等のデジタル化促進を目的に期間限定で助成金額を増額中(助成額3万→5万へ増額、R8年度まで実施予定)

【助成対象】 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、R8.4.1～R9.3.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。  
なお、R8年3月31日以前の導入でも、R8年4月1日以降に支払ったもの又はリース契約を締結したものは助成対象になります。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

対象機器一覧はホームページまたはQRコードからご参照ください。



【助成金額】  $\{(装置単価 + 取付費用) - (国 + その他の補助金)\} =$  三協助成額(消費税抜き・千円未満切捨て)  
機器の価格が助成金額5万円未満の場合は千円未満を切り捨てた額となります。

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④下記のいずれかのもの(新車の場合車番が確認できること)
  - 一括購入⇒領収書(写)又は振込通知書(写)
  - 割賦購入⇒領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
  - リース ⇒ リース契約書(写)

③はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

【上限】  
1台につき5万円  
但し、1社につき20台まで

## ◇ 安全装置(バックカメラ)導入助成

安全運行の支援を目的に、会員事業者がバックカメラを新たに導入し装着した場合、費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、R8.4.1～R9.3.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。  
なお、R8年3月31日以前の導入でも、R8年4月1日以降に支払ったもの又はリース契約を締結したものは助成対象になります。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

対象機器一覧はホームページまたはQRコードからご参照ください。



【助成金額】  $\{(装置単価 + 取付費用) - (国 + その他の補助金)\} \times 1/3 =$  三協助成額  
(消費税抜き・千円未満切捨て)

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④下記のいずれかのもの(新車の場合車番が確認できること)
  - 一括購入⇒領収書(写)又は振込通知書(写)
  - 割賦購入⇒領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
  - リース ⇒ リース契約書(写)
- ⑤車検証

③はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

【上限】  
A:【バックカメラ+モニター】 3万円  
B:【カメラまたはモニター単体】 1万5千円  
但し、1社につき合計20台まで

注意

側方衝突監視警報機能付きの機器は、側方衝突監視警報装置導入助成で申請してください。

## ◇ 側方衝突監視警報装置導入助成

左折時、歩行者や自転車の巻き込み事故防止に有効な側方衝突監視警報装置導入助成します。

側方衝突監視警報装置とは・・・レーダーやカメラで左側方の歩行者や自転車、バイクなどを検知することで左折時に衝突する恐れがある場合に、音やランプによる警報でドライバーに知らせる装置です。

**【助成対象】**三重県内営業所に配置の車両総重量7.5t以上の事業用トラックに取付け、R8.4.1～R9.3.31の間に支払い等が完了しているもの。  
但しトラクタ・トレーラーに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のもの。

**【申請期間】** R8.6.1 ～ R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

**【助成金額】** {(装置単価+取付費用)-(国+その他の補助金)}×1/2=三ト協助成額  
(消費税抜き・千円未満切捨て)

指定型式有り 後付け装置のみを対象とし新車への標準装備の装置は対象外です。

全ト協指定型式と三ト協指定型式※の2種類。

※側方衝突警報装置協定規則第151号に準拠した機器、又は国交省等助成対象機器

### ◆側方衝突監視警報装置(全日本トラック協会指定型式)

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
東海クラリオン	巻き込み警報カメラシステム	CS-6121AS	R6.4.17追加 装着は単車に限定
		CS-6220AT	R7.8月追加 装着は単車、トラクタ・トレーラーに対応
パル技研	巻き込み事故警告システム	BFV203-21-*-*	R6.8月追加 装着は単車に限定
		BFV203-11-*-*	R6.9月追加 装着は単車に限定

### ◆側方衝突監視警報装置(三重県トラック協会指定型式)

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
IN BYTE	AIカメラシステム	i7	
		i9	
東海クラリオン	巻き込み警報カメラシステム	D-BOX	
		i-BOX2.0	

**【申請書類】**導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④下記のいずれかのもの
  - 一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)
  - 割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
  - リース ⇒ リース契約書(写)
- ⑤車検証(写) トラクタ・トレーラーに装着した場合はトラクタの車検証

**【上限】**  
1台につき10万円  
但し、1社につき20台まで

③はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

**【導入事例】** いずれも型式一覧内の機器であること

側方衝突監視警報装置  
+  
バックカメラ式



①側方衝突監視警報装置導入助成  
②安全装置(バックカメラ)導入助成  
それぞれで申請可能です。

側方衝突監視警報装置  
機能付き  
バックカメラ



側方衝突監視警報装置導入助成で申請(上限20台)  
但し、21台以上導入する場合は  
バックカメラ導入助成で申請可能です。

## ◇ 点呼支援機器等導入助成

「安全性向上・労働環境の改善・人材不足解消等」に資するため、自動点呼及び遠隔点呼にかかる支援機器及びシステム等の導入費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に導入し、R8.4.1～R9.3.31の間に支払い等が完了しているもの。

【対象機器】 **①と②は併用可**

- ①自動点呼・・・国土交通省認定機器で実施に係る届出が受理されているもの。
- ②遠隔点呼・・・国土交通省告示の要件を満たし、実施に係る届出が受理されているもの。
- ③すでに①または②のどちらかを導入済で、新たにどちらかの機能を追加する場合。
- ④前年度以前に業務前又は業務後自動点呼どちらかを導入済で、どちらかの機能を追加する場合。

対象機器は国土交通省認定の機器一覧(QRコード)からご確認ください。



【申請期間】 R8. 6. 1 ～ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 点呼支援機器の種別毎の導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)

$$(\text{機器導入費}) - (\text{国} + \text{その他の補助金}) = \text{三ト協助成額}$$

(消費税抜き・千円未満切捨て)

	①自動点呼	②遠隔点呼
助成額	15万円/台	7万5千円/台
上限	1事業者 1台(15万)	1事業者 2台(15万)
	Gマーク所有事業者 2台(30万)	
申請書類	①助成申請書 ②領収証(写) ③サービス利用申込書(写) ④管理No.が記載された書類(写) ただし③に記載されている場合は不要 ⑤運輸支局へ提出し受理された 「自動点呼の実施に係る届出書」(写) 業務前・業務後の場合は両方提出 ⑥有効期限内のGマーク認定書(写) ※2台目を申請する場合のみ	①助成申請書 ②請求書(写) ③領収証(写) ④運輸支局へ提出し受理された 「遠隔点呼の実施に係る届出書」(写)
備考	・申請書類は実施する点呼によって異なりますのでご注意ください ・「実施に係る届出書」は支局の受領印が確認できる状態であること ・遠隔点呼の導入費用は請求書内で周辺機器等の内容が確認できること	

自動・遠隔点呼機能を同時に満たす機器の場合、かかった費用を分けて別々に申請してください。

〔自動点呼に関する注意〕

・同年度内で同一機器につき1回のみ申請可。

例)◇同年度で業務前・後自動点呼の両方を導入した場合→助成額 15万円(上限)

◇前年度で業務後自動点呼を導入し、今年度に業務前自動点呼機能を追加した場合

→前年度15万円と今年度15万円 合計30万円(上限)

・周辺機器のアルコール検知器、血圧計を導入した場合は各々の導入助成で申請できます。

(但し、申請条件/指定型式あり)→各条件対象外の場合は点呼支援機器経費へ含めてください。

・リースで導入した場合は、初回リース料のみ助成対象となります。

**注意**

## ◇ クーラー・ヒーター導入助成

環境対策事業の一環として、アイドリングストップ促進の為、蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置・外部電源式冷房装置・エアヒーター・温水ヒーターの導入費用の一部を助成します。

**【助成対象】** 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、R8.4.1～R9.3.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。  
なお、R8年3月31日以前の導入でも、R8年4月1日以降に支払ったもの又はリース契約を締結したものは助成対象になります。

機器の指定はありません

**【申請期間】** R8.6.1 ~ R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

**【助成金額】**  $\{(装置単価 + 取付費用) - (国 + その他の補助金)\} \times 1/3 =$  三協助成額  
(消費税抜き・千円未満切捨て)

**【申請書類】** 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ① 助成申請書
- ② 内訳書
- ③ 請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④ 下記のいずれかのもの(新車の場合車番が確認できること)
  - 一括購入 ⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)
  - 割賦購入 ⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
  - リース ⇒ リース契約書(写)

**【上限】**  
1台につき6万円  
但し、それぞれ1社につき保有台数(被牽引車を除く)まで

③はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

## ◇ 蓄熱マット・電気毛布導入助成

環境対策事業の一環として、アイドリングストップ促進の為、「蓄熱マット及び電気毛布」の導入費用の一部を助成します。

**【助成対象】** 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、R8.4.1～R9.3.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。  
なお、R8年3月31日以前の導入でも、R8年4月1日以降に支払ったもの又はリース契約を締結したものは助成対象になります。

販売事業者の特定・商品の指定はありません

**【申請期間】** R8.6.1 ~ R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

**【助成金額】** 装置価格(取付費用を除く)×1/3 (百円未満切捨て)

**【申請書類】** 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ① 助成申請書
- ② 請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ③ 下記のいずれかのもの(新車の場合車番が確認できること)
  - 一括購入 ⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)
  - 割賦購入 ⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
  - リース ⇒ リース契約書(写)

**【上限】**  
1台につき5千円  
但し、それぞれ1社につき保有台数(被牽引車を除く)まで

②はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

# ◇ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)導入助成スクリーニング検査費助成 一部変更

睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策として、SASスクリーニング検査費用の一部を助成します。  
SASを早期発見・治療し、輸送の安全確保にご活用ください。

**【助成対象】** 三重県内の営業所に従事している運送事業従事者が指定の医療機関でSASスクリーニング検査を受診し、支払いが完了しているもの。

**利用運送事業・旧営業区域事業者の方も申請できるようになりました。**

**【申請期間】** R8. 6. 1 ~ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

**【助成金額】** 検査費用×3/4 (百円未満切捨て)

**【上限】1名につき3,800円**  
但し、三重県トラック協会へ報告済みの  
運送事業従事者数まで

**【申込み手続き】** ※トラック協会への事前連絡は不要です。

- ① 検査機関に電話予約後、検査申込書兼委任状を検査機関に郵送(様式1)
- ② 検査機関に検査費用をお支払い
- ③ 検査機器が宅配便等で送付。検査終了後、機器を検査機関に返送
- ④ 検査終了後、助成金申請書に検査明細書(写)と領収書(写)を添付してトラック協会へ請求(様式2)

## 《指定の検査機関があります》

**【SAS検査料金表】** ※すべて税込み料金です

指定医療機関	検査方式	通常検査			再検査		
		検査料金	助成額	事業者負担	再検査料金	助成額	事業者負担
睡眠健康研究所 〒156-0041 東京都世田谷区大原2-15-15 TEL:03-5355-9941	フローセンサ法 パルスオキシメトリ法	5,500円	3,800円	1,700円	1回目無料、2回目以降↓	3,800円	1,700円
					5,500円		
ヘルスケアネットワーク(OCHIS) 〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館3F) TEL:06-6965-3666	パルスオキシメトリ法	5,500円	3,800円	1,700円	5,500円	3,800円	1,700円
運輸・交通SAS対策支援センター 〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2-5 全日本トラック総合会館2階 TEL:03-3359-9010	パルスオキシメトリ法	5,240円	3,800円	1,440円	1,050円	700円	350円
四日市羽津医療センター 〒510-0016 三重県四日市市羽津町10-8 TEL:059-331-1211(代)	パルスオキシメトリ法	6,000円	3,800円	2,200円	3,000円	2,000円	1,000円
岩崎病院 〒514-0114 三重県津市一身田町333 TEL:059-232-2216	パルスオキシメトリ法	5,500円	3,800円	1,700円	1,760円	1,300円	460円
鈴鹿内科・呼吸器内科 〒513-0816 三重県鈴鹿市南玉垣町2852-3 TEL:059-373-6100	簡易PG法	5,400円	3,800円	1,600円	無料	無料	無料
スターフィールドクリニック鈴鹿 〒513-0834 三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目1-2 TEL:059-389-7333	簡易PG法	5,500円	3,800円	1,700円	1回目無料、2回目以降↓	3,800円	1,700円
					5,500円		
四日市消化器病センター 〒512-1203 三重県四日市市下海老町字高松185番地3 TEL:059-326-2114	簡易PG法	5,830円	3,800円	2,030円	無料	無料	無料
一里山・今井病院 〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町中本山88番地 TEL:0566-26-6702	パルスオキシメトリ法	5,500円	3,800円	1,700円	1,650円	1,200円	450円

**注意**

- ・機器が外れて検査が正確に出来なかった場合の再検査についても1回に限り助成します。
- ・令和9年3月31日までに受診、支払い、申請を完了してください。

## ◇ 運転記録証明書・無事故無違反証明書手数料助成(全額助成)

過去5年・3年・1年の交通違反・交通事故・運転免許の行政処分の記録を証明する運転記録証明書や、無事故・無違反で経過した期間を証明する無事故無違反証明書の交付手数料を全額助成します。

【助成対象】 三重県内の会員事業所で運送業に従事する方  
※自動車安全運転センター三重県事務所で交付するものに限りです。

【助成金額】 1人につき800円/年1回

申請先  
自動車安全運転センター 三重県事務所  
〒514-0821津市垂水2566  
(三重県運転免許センター内東ウイング4F)  
TEL:059-223-1231

三重県内営業所の方が対象です。  
県外営業所の方は会員さままでご負担  
いただきますようお願いいたします。

【申請方法】 申請書に必要事項を記入後、上記申請先へ送付してください。  
※三重県トラック協会の会員であることが分かるように明記して下さい。  
証明書は、後日郵便で送付されるか、自動車安全運転センターで直接お渡しします。

### 注意

- ・同一人物で運転記録証明書と無事故無違反証明書の両方の助成を受けることはできません。
- ・交付手数料は、自動車安全運転センターから直接協会に請求されます。

## ◇ 適性診断受診・運行管理者講習受講助成

適性診断(一般・カウンセリング・初任・適齢)の受診及び運行管理者講習(一般・基礎)を受講した場合、助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事しているトラック運転者

【受講申込みについて】 日程、申込みについては下記診断機関に直接お問い合わせください。

種類	適性診断				運行管理者講習	
	一般診断 (任意)	カウンセリング (任意)	初任診断 (義務)	適齢診断 (義務)	一般講習	基礎講習
対象者	概ね3年ごとに1回の受診に努める	一般診断を受診した方	新たに採用された運転者に受診義務	65才以上の運転者に受診義務	事業所で選任された運行管理者は、2年に1回受講する義務があります。	運行管理者受験資格要件(実務経験1年未満の場合)
所要時間	1時間20分	1時間20分	2時間20分	2時間20分	5~6時間(1日)	16時間(3日間)
上野自動車学校 TEL 0595-21-1000	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成
三岐通運㈱ ※1 TEL 059-365-6331	事業者負担額 3,600円		事業者負担額 1,200円	事業者負担額 1,200円	全額助成	全額助成
自動車事故対策機構 三重支所 ※2 TEL 059-350-5188	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成
津ドライビングスクール ※1 TEL 059-224-0188	事業者負担額 3,600円	事業者負担額 4,600円	事業者負担額 3,200円	事業者負担額 3,200円	全額助成	事業者負担額 4,600円
ほめちぎる教習所伊勢 ※1 TEL 0800-200-4555	事業者負担額 1,600円	事業者負担額 3,600円	事業者負担額 1,200円	事業者負担額 1,200円		
三重県自動車会議所 TEL 052-234-7215	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成		
ヤマト・スタッフ・サプライ TEL 052-228-9770	全額助成		全額助成	全額助成	全額助成	全額助成
助成額	2,400円	2,400円	4,800円	4,800円	3,200円	8,900円

※1 他の講習機関と受講料が異なります。助成額との差額は振込または、当日受付でお支払い下さい。

※2 三重支所以外の支所が主催をした診断や講習については助成対象外です。

### 注意

- ・特別診断、特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱは助成していません。
- ・受診料は、診断機関より直接、協会に請求されます。
- ・適性診断は 利用運送事業・旧営業区域事業者様は対象外です。

## ◇ 運行管理者オンライン講習(eラーニング)受講助成

講習機関が行う運行管理者講習のオンライン講習(eラーニング)を利用して受講した場合助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方で、R8.4.1～R9.3.31の間にオンライン講習を期日までに修了し証明書が発行されたもの。  
※受講が修了しないと助成対象となりません。

【申請期間】 R8. 6. 1 ～ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 **全額助成** 〔一般講習〕3,860円 〔基礎講習〕9,560円  
(テキスト配送料含む)

【上限】

1人につき講習の種類ごとに  
年度1回限り

【申請書類】

- ①助成申請書
- ②受講修了書(写)
- ③領収書(写) 原則として会社宛であること(個人名では×)

※②③は各講習機関のマイページよりダウンロードできます。



～受講申し込みから受講料助成金申請の流れ～



【eラーニングに関するお問い合わせ先】

自動車事故対策機構ナスバ安全指導部 指導講習グループ ※三重支所では対応していません。

TEL: 03-5608-7641 又は 03-6853-7690

URL: <https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning.html>



ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 事業戦略部 教育担当

TEL: 03-6671-8790

URL: [https://www.y-staff-supply.co.jp/service/safety/operation\\_online/](https://www.y-staff-supply.co.jp/service/safety/operation_online/)



注意

- ・従来の対面式の運行管理者講習(一般・基礎)の受講料は、トラック協会から実施機関に直接お支払い(助成)しています。対してオンラインによる講習の受講料は、申込みの際にクレジット等で各社がお支払い頂く必要があります。
- ・会社が受講費用を負担した場合が対象です。  
※個人がいったん支払い、後日会社が振り替えた場合も対象。
- ・受講完了後、**3ヶ月以内**に協会への**助成申請が必要**となります。

## ◇ 外部研修費用助成

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方がR8.4.1～R9.3.31の間に指定研修機関で対象の研修又は講座を修了し、支払いが完了しているもの。

単位：円(全て税込価格です)

研修名	研修日数	研修料金	助成額	助成金申請書	研修申し込み先	
■物流大学校講座		462,000	50,000	対象事業者へ 2月頃FAX	中部トラック総合研修センター 愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 TEL:0561-36-1010	
■物流安全管理士講座		154,000	30,000			
■省エネ走行	半日	大型	9,000	全額助成		
		中型・準中型	6,800			
■構内リフト作業安全	1日	10,840	5,000	対象事業者へ FAX		
■添乗指導実技1日	1日	大型・トレーラー(大型)	13,700	5,000		
		中型・準中型	10,400			
■添乗指導者養成 ※1,2	通い3日	大型・トレーラー(大型)	48,100	申込書 実施報告書		
		中型・準中型	38,200			
	2泊3日	大型・トレーラー(大型)	62,540			43,840
		中型・準中型	52,640			
■ドライバー運転1日	1日	大型・トレーラー(大型)	13,700	5,000		
		中型・準中型	10,400			
■ドライバーステップアップ	1日	大型	13,700	5,000		
		中型	10,400			
■ドライバー(基本) ※1	通い2日	26,630	10,000			
	1泊2日	33,850				
■ドライバー(初任) ※1,2	通い3日	大型・トレーラー(大型)	46,530	申込書 実施報告書		
		中型・準中型	43,230			
	2泊3日	大型・トレーラー(大型)	60,270		42,270	
		中型・準中型	56,970			39,970
■ドライバー(一般) ※1,2	通い3日	大型・トレーラー(大型)	35,930	25,230		
		中型・準中型	33,730		23,630	
■ドライバーキャリアアップ ※1,2	2泊3日	大型・トレーラー(大型)	50,370	35,270		
		中型・準中型	48,170		33,770	
■リーダー能力向上	1日	10,400	5,000	対象事業者へ FAX		
■事務員初級	1泊2日	28,020	10,000			
■エコドライブ研修	半日	6,480	5,000	対象事業者へ FAX	上野自動車学校 三重県伊賀市野間233番地 TEL:0595-21-1000	
■貨物ドライバー安全研修 ※2	2泊3日	準中型～大型	77,000	53,900	申込書 実施報告書	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原 岐阜県多治見市幸町7丁目29-1 TEL:0572-27-2356
■貨物ドライバー習熟研修	1泊2日		55,000	10,000		
■安全運転管理者 ※2	2泊3日		96,360	67,460	申込書 実施報告書	クレフィール湖東交通安全研修所 滋賀県東近江市平柳町 22-3 TEL:0749-45-3872
■ドライバー ※2	2泊3日		91,520	64,120		
■ドライバー安全運転	1泊2日		56,430	10,000		

※1 通いの場合と宿泊の場合で研修料金が異なりますのでご注意ください。

また、Gマーク認定事業所所属のドライバーが受講する場合は全額助成となります。

※2 Gマーク認定事業所所属のドライバーが受講する場合は全額助成となります。

の研修はトラック協会へ事前に申込書・事後に報告書の提出が必要です。また、原則1事業者2名までです。

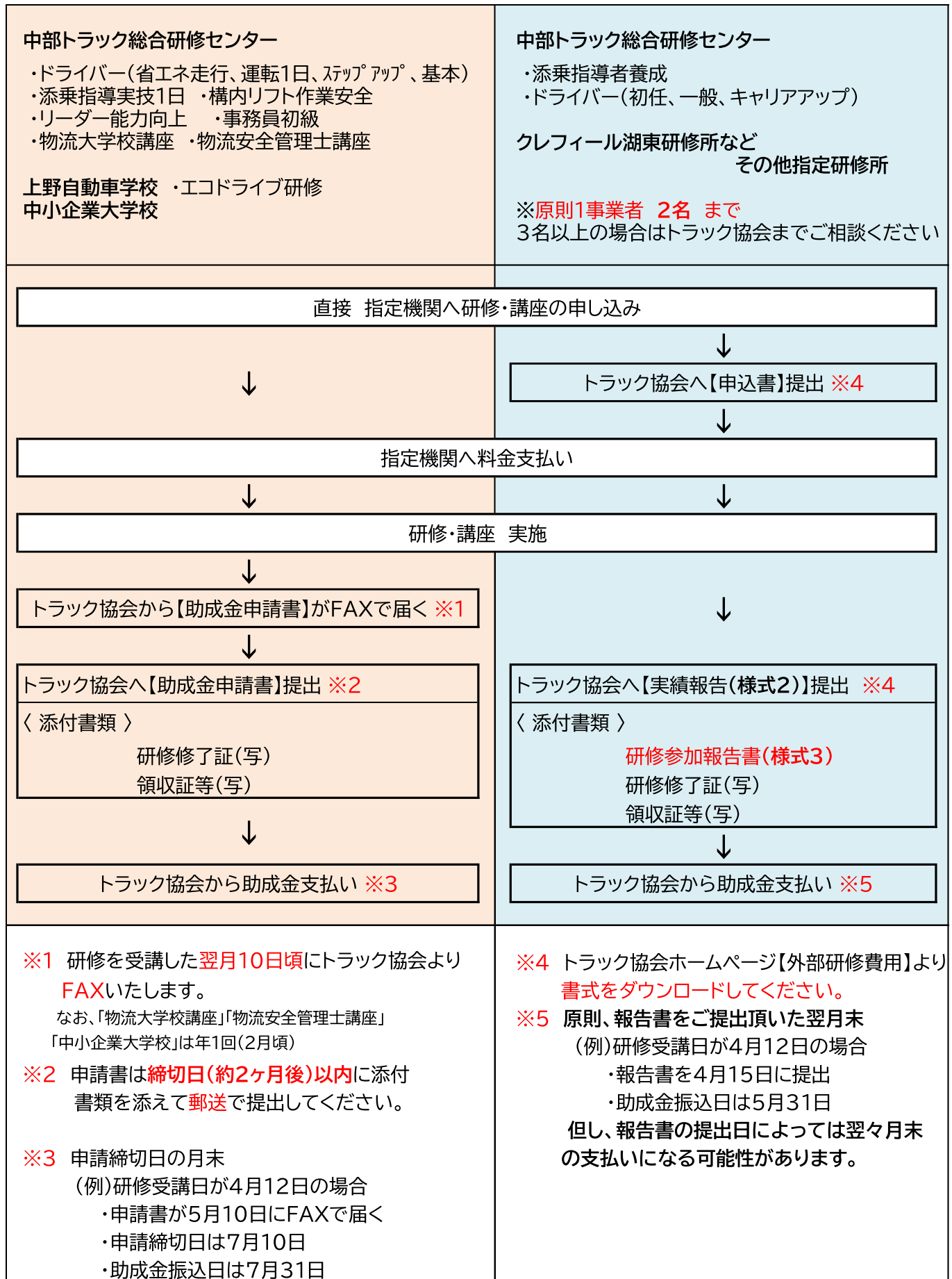
この他にも指定研修機関がありますので詳細はトラック協会までお問い合わせください。

【中小企業大学校 瀬戸校】 愛知県瀬戸市川平町79 TEL:0561-48-3400

【助成金額】 受講料の2/3

対象講座については、トラック協会にご確認ください。

# ◇ 外部研修費用助成 申請手順について



※1 研修を受講した翌月10日頃にトラック協会よりFAXいたします。

なお、「物流大学校講座」「物流安全管理士講座」「中小企業大学校」は年1回(2月頃)

※2 申請書は締切日(約2ヶ月後)以内に添付書類を添えて郵送で提出してください。

※3 申請締切日の月末  
(例)研修受講日が4月12日の場合  
・申請書が5月10日にFAXで届く  
・申請締切日は7月10日  
・助成金振込日は7月31日

※4 トラック協会ホームページ【外部研修費用】より書式をダウンロードしてください。

※5 原則、報告書をご提出頂いた翌月末(例)研修受講日が4月12日の場合

・報告書を4月15日に提出  
・助成金振込日は5月31日

但し、報告書の提出日によっては翌々月末の支払いになる可能性があります。

**注意**

その他指定研修所についてはトラック協会までお問い合わせください。

## ◇ 健康診断受診費助成 一部変更

輸送の安全確保に不可欠な運転者の健康状態を把握する為に健康診断を受診した費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所で運送事業に従事する者が労働安全衛生法に定める健康診断を受診し R8.4.1～ R9.3.31の間に支払いが完了しているもの。  
なお、R8年3月31日以前に受診し、R8年4月1日以降に支払ったものは助成対象になります。  
**利用運送事業・旧営業区域事業者の方も申請できるようになりました。**

【申請期間】 R8. 6. 1 ～ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 運転者1名につき **3,000円**/年1回  
(3,000円未満の場合は受診費用の千円未満切り捨て)  
例)受診費用 2,673円 → 申請金額 **2,000円**

【申請書類】検査及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写) 受診者数が確認できること
- ④領収書(写)又は振込通知書(写)

④は原則会社宛であること(個人名では×)

【上限】

1社につき三重県トラック協会へ報告済みの  
運送事業従事者数まで

**注意**

- ・ 支部で実施をしている集団健康診断も助成の対象となります。
- ・ 受診者本人が会社の協会けんぽ又は健康保険組合に加入していることが必要です。

## ◇ 脳ドック・心臓ドック検査費助成

トラックドライバーが運転中における突発性運転不能障害を引き起こす原因になりかねない脳疾患・心臓疾患の予防を目的に脳ドック・心臓ドック検査費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事しているトラック運転者が脳ドック・心臓ドック検査を受診し R8.4.1～ R9.3.31の間に支払いが完了しているもの。  
なお、R8年3月31日以前に受診し、R8年4月1日以降に支払ったものは助成対象になります。  
経営者や事務職の方であっても、運転者を兼任している場合は対象となります。

【申請期間】 R8. 6. 1 ～ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【申請書類】検査及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)
- ④領収書(写)又は振込通知書(写)

④は原則会社宛であること(個人名では×)

【助成金額】 検査費用×1/2 (百円未満切捨て)

【上限】

運転者1名につき1万円  
但し、1社につき20名まで

**注意**

- ・ 受診者本人が会社の協会けんぽ又は健康保険組合に加入していることが必要です。
- ・ 利用運送事業・旧営業区域事業者様は対象外です。
- ・ 請求明細書に【脳ドック】又は【心臓ドック】と明記してあること。  
※但し、脳ドックの場合 頭部MRIと頭部MRA 心臓ドックの場合 MRIとCT を検査していれば対象です。

## ◇ 上位運転免許等取得助成

従業員の運転業務に係る資格取得のため、事業者が負担した費用(教習料等)の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方が R8.4.1～R9.3.31 の間に下記免許を取得し、支払いが完了しているもの。

- ・【大型免許】車両総重量11トン以上の大型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型免許】車両総重量7.5トン以上11トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型免許】車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型限定解除】8トン限定中型免許所持者が中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型限定解除】5トン限定準中型免許所持者が準中型自動車の運転に必要な免許
- ・【けん引免許】750kg以上の被けん引車を牽引する場合に必要な免許
- ・【特例教習】大型・中型免許取得の受験資格要件(年齢・経験)を引き下げることができる教習

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 免許取得に係る費用(教習料・免許センターの適性検査受験料・免許交付手数料等)×1/3  
(千円未満切捨て)

【申請書類】取得及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
  - ②内訳書
  - ③免許取得後の運転免許証(写)
  - ④領収書(写)または振込通知書(写)
  - ⑤特例教習の場合のみ受講修了書(写)
- ④は原則会社宛であること(個人名では×)

以下の書類は【若年対象者】で特例教習・準中型・準中型限定解除の場合のみ

- ⑥雇用保険被保険者通知書(写)
- ⑦運転者として在籍していることが分かる書類(写)

助成金申請書を提出する直前の  
運転日報・点呼簿・運転者台帳など

【上限】

《一般》  
1名につき 『大型』8万円  
『特例教習』10万円  
『それ以外』5万円

《若年対象者》※1  
1名につき 『特例教習』12万円  
『準中型』7万円  
『準中型限定解除』7万円

但し、1社につき40万円まで

※1 《若年対象者》とは以下の条件を満たす方です。

- ①令和7年4月1日以降に採用していること
- ②平成元年6月2日以降の生まれであること
- ③令和7年4月1日以降に、準中型免許を取得または特例教習を受講修了していること
- ④助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること

注意

- ・利用運送事業・旧営業区域事業者は対象外です。
- ・国または他機関が実施する助成制度等と併用できます。
- ・マイナ免許証保有者の場合はマイナポータルにログインするか「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して免許取得確認が分かる画面を印刷したものを添付してください。

## ◇ 安全衛生法等関係法令資格取得助成 一部変更

必要な資格取得のため、事業者が負担した費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方が R8.4.1～R9.3.31 の間に資格を取得し支払いが完了しているもの。

【主な対象講習】 フォークリフト運転・玉掛け・はい作業・移動式クレーン運転等

対象技能講習一覧は23ページをご参照ください。

【申請期間】 R8.6.1 ～ R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 資格取得に係る費用(教習料・受験料)×1/3 (千円未満切捨て)

【申請書類】取得及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③資格取得の修了証(写)
- ④領収書(写)または振込通知書(写)

④は原則会社宛であること(個人名では×)

【上限】

1名につき 5千円  
但し、陸災防三重県支部で取得した場合は 1名につき 1万円  
1社につき10万円まで

**注意**

国または他機関が実施する助成制度等と併用できます。

## ◇ 「ISO14001、9001、39001」「グリーン経営」認証登録等助成

「ISO」「グリーン経営」の認証登録・更新・維持審査をした事業者に対して費用の一部を助成します。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に三重県内の事業所で取得または更新し、支払いが完了しているもの。なお、R8年3月31日以前に認証登録等を実施し、R8年4月1日以降に支払ったものは助成対象になります。

《ISO14001、9001、39001》 ISOの認定を受けた認証機関での認証登録/更新/維持審査に係る費用

《グリーン経営》 交通エコロジー・モビリティ財団での認証登録/更新/維持審査に係る費用

【申請期間】 R8.6.1 ～ R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 認証登録の取得、更新、維持審査費用(消費税込)×1/3 (百円未満切捨て)

【申請書類】審査及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②ISOまたはグリーン経営認証登録証(写)
- ③請求明細書(写)
- ④領収書(写)または振込通知書(写)
- ⑤更新日・審査日が確認できる書類(更新の場合のみ)

【上限】

ISO 5万円  
グリーン経営 3万円

但し、1社につきどちらか1回限り

## ◇ 「働きやすい職場認証制度」認証取得費用助成

(一財)日本海事協会主催の「働きやすい職場認証制度」を取得した事業者に対して費用の一部を助成します。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に(一財)日本海事協会に申し込みをおこない認証取得し支払いが完了しているもの。三重県内に本社を有する会員(ただし都道府県単位で取得した場合は三重県内の営業所のみ対象) 本制度には「審査料」及び「登録料」が必要となります。

《働きやすい職場認証制度》国土交通省において創設され、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで求職者のイメージ刷新を図り、ドライバー就労支援促進につながることを目的とした制度です。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)



【助成金額】 認証取得に係る費用(審査料・登録料)

【申請書類】 認証取得後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②請求明細書(写)
- ③領収書(写)または振込通知書(写)
- ④運転者職場環境良好度認証制度審査申込書(写)
- ⑤本申請にかかる本社・営業所一覧(写)
- ⑥働きやすい職場認証登録証(写)

②と③は審査料及び登録料の両方

【上限】

- ・新規取得、上位認証取得 3万円
- ・同位認証取得 2万円
- ・三つ星の新規取得 5万円

1社につき年1回

## ◇ 外免切替講習受講助成(全ト協助成)

従業員の運転業務に係る資格取得のため、事業者が負担した費用(教習料等)の一部を助成します。

つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している外国人ドライバーが R7.4.1～R9.3.31(2年間)の間に講習を受講し、支払いが完了しているもの。

【外免切替講習】 指定自動車教習所が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 資格取得に係る費用(教習料・受験料)×1/2 (千円未満切り捨て)

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②指定自動車教習所等に支払った費用の領収証(写)
- ③雇用保険被保険者証(写)
- ④運転者として在籍していることが分かる書類(写)
- ⑤特定技能1号評価試験(トラック)合格証明書(写)
- ⑥在留カード及び在留資格認定証明書(写)
- ⑦運転免許証(写)

②は原則会社宛であること(個人名では×)

【上限】

1名につき 4万円

④は助成金申請書を提出する直前の  
運転日報・点呼簿・運転者台帳など

《外免切替講習受講者》とは以下の条件を満たす方です。

- ①自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)に合格していること。
- ②特定活動の在留資格を取得していること。
- ③令和7年4月1日以降に受講し、外免切替(普通免許または準中型免許)における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

## ◇ 大型車用トルク・レンチ導入助成(全ト協助成)

車輪脱落事故防止のため、大型車用トルク・レンチを導入した費用の一部を助成します。  
つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に三重県内で車両総重量8t以上の事業用トラックを配置する営業所に導入し、支払い等が完了しているもの。

【申請期間】 R8. 6. 1 ~ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【対象装置】 大型車用(「600N・m」以上の締め付け能力を有する)トルク・レンチ  
※自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む

【助成金額】 (取得価格)×1/2 (消費税抜き)

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②請求明細書(写)
- ③領収書(写)または振込通知書(写)
- ④トルク・レンチのカタログ等(写)
- ⑤車検証1台分(写)

申請する営業所に配置する車両総重量  
8t以上の事業用トラックのもの

【上限】

1台につき3万円

但し、1事業所につき1台まで

④は「600N・m」以上の締め付け  
能力を有することが確認できるもの  
但し、請求書または領収書に記載があれば省略可

## ◇ アルコールインターロック導入助成(全ト協助成)

呼気吹き込み式アルコールインターロックの費用の一部を助成します。  
つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に導入し  
支払い等が完了しているもの。

【申請期間】 R8. 6. 1 ~ R9. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【対象装置】 ①アルコ・インターロックPro / FIT228-LC / 秋田県貿易  
②ALC-ZERO / T-ALC-LK100(カメラ、SDなし) / 東海電子  
③ALC-ZERO II / T-ALC-LK100(カメラ、SDあり) / 東海電子

【助成金額】 (取得価格)×1/2 (消費税抜き)

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④領収書(写)または振込通知書(写)またはリース契約書(写)

【上限】

1台につき2万円

③はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

# ◇ 携帯型アルコール検知器導入助成(全ト協助成) Gマーク認定事業所限定

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の費用の一部を助成します。  
つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に導入し  
支払い等が完了しているもの。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
  - ②Gマーク認定証(写)
  - ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
  - ④領収書(写)または振込通知書(写)またはリース契約書(写)
- ③はメーカー名、型式、装置単価、台数がわかるもの

【助成金額】  
(取得価格)×1/2  
(消費税抜き)

【上限】  
1台につき2万円

【対象機器】R8年6月1日現在

掲載している機器以外にも対象機器はございますので協会HPをご確認ください。

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
アネストシステム	AD-01	BSS-AD-01	R6.6月追加
タニタ	アルプロ	FC-1000	
		FC-1000D	
		FC-1008D	
		FC-1200	NPシステム開発製 デジタコと連動要 (NET-380/580/780)
	FC-1200F	富士通製デジタコ (DTS-C1/D1シリーズ/D2シリーズ)と連動要 R2.5 月仕様変更	
	アルコール検知器	FC-810	
FC-1500			
FC-1500F			
FC-1500C		ナブアシスト社製「点呼+」との連動要	
中央自動車工業	抗菌仕様 日本国産電気化学 式アルコール検知器 ソシアック・ネオ	SC-502	R7.8月仕様変更 テレニシ株式会社製「IT点呼キーパー」、株式会社ナブ アシスト製「『点呼+』モバイルサービス」、NTTドコモモ ジネス株式会社製「LINKEETH」・「docoですcar」、鈴与 シンワート株式会社製「あさレボ」、またはロジスティード 株式会社製「SSCV-Safety」のセットでの導入が必要
	Bluetooth搭載 電気化学式セン サー採用アルコール検知器 ネ オ・ブルー	NEB-601	R7.8月仕様変更 テレニシ株式会社製「IT点呼キーパー」、NTT ドコモビジネス株式会社製「LINKEETH」・ 「docoですcar」、又は鈴与シンワート株式会社 製「あさレボ」のセットでの導入が必要
東海電子	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200	
	ALC-Mobile III	T-ALC-S100	R5.6月追加
東洋マーク製作所	電気化学式アルコール検知器 (Bluetooth内蔵)	AC-015BT	R6.11月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動、又は株東洋 マーク製作所製「AC-PORTABLE2」をインストールしたス マートフォンとの連動が必須
	富士通製デジタコ連動 電気化学式アルコール検知器	AC-015iv	R3.8月仕様変更 富士通製デジタコ(DTS-C1/D1/D2/G1D シリーズ)と連動要
	電気化学式アルコール検知器 Bluetooth内蔵	AC-018	R6.11月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動、又は株東洋 マーク製作所製「AC-PORTABLE2」をインストールした スマートフォンとの連動、又はアネストシステム社製 「BSSPhone」との連動、又は株NPシステム開発製「モバ イル点呼システム」連動が必須
		AC-020	R7. 8月追加 株東洋マーク製作所製「AC-PORTABLE2」をインストー ルしたスマートフォンとの連動又は株NPシステム開発 製「モバイル点呼システム」連動が必須
パイ・アール	アルキラーNEX	NEX-F	R6.6月追加
		NEX-E	R7.1月追加
		NEX-C	R7. 8月追加

## ◇ 血圧計導入助成(全ト協助成)

脳・心臓疾患の予防として血圧測定が重要なため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の費用の一部を助成いたします。つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に**中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)**が三重県内の営業所に指定の機器を配置し、支払い等(一括・割賦)が完了しているもの。  
リース契約での導入は対象外となります。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②請求明細書(写)但し、割賦の場合は見積書(写)
- ③領収書(写)または振込通知書(写)または割賦販売契約書(写)
- ④事業報告書(写) 資本金・従業員数が確認できるページ

②はメーカー名、型式、装置単価、台数  
がわかるもの

【助成金額】  
(取得価格)×1/2  
(消費税抜き)

【上限】  
1台につき5万円

【対象機器】R8年6月1日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キャノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	UDEX-i 2 Type II
(株)タニタ	全自動血圧計	AC05P
		BP-900
		BP-910

## ◇ インターンシップ実施助成(全ト協助成)

人材確保対策の促進を図ることを目的に、学生による職場体験(インターンシップ)の受入助成を行っております。つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に3日以上インターンシップを受入れ、次の内容を含むもの。  
①点呼や日常点検等安全運行に向けた取り組みの見学等  
②乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く)

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 受入人数にかかわらず、受入期間が  
【3日間 9万円】【4日間 11万円】【5日以上 13万円】

【申込み手順】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①全日本トラック協会が開設したインターン登録サイトに登録
- ②インターンシップを実施
- ③実績報告書を提出(様式1)(様式1の2)及び開催写真や教育機関からの依頼文書など

【上限】  
1事業者1回限り

必ず事前登録してください  
<https://www.jta-internship.link>

## ◇ 経営診断受診促進助成(全ト協助成)

自社の経営課題を把握し、経営改善に取り組み、適切な運賃設定・収受のため交渉支援助成を行っております。つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請を受付けします。

**【助成対象】** R8.4.1～R9.2.28の間に全日本トラック協会が定める指定診断士へ報酬及び旅費交通費の支払いをおこない経営診断等を完了したもの。  
**〔注意〕必ず事前に利用申し込みをおこなってください。**

**【申請期間】** R8.6.1～R9.2.28 (予算枠に達し次第、受付終了)

**【助成金額】** ステップ1:8万円(Gマーク有り:10万円)  
ステップ2:12万円(Gマーク有り:13万円)  
ステップ3:8万円×最大4日=32万円(Gマーク有り:9万円×最大4日=36万円)  
ステップ1～3毎に診断士の旅費交通費(上限5万円)

◆利用申込書提出→全ト協が指定診断士を選定→経営診断等開始→完了後助成金申請

**【申請書類】** 支払い及び診断等完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②請求書の写し(支払金額の内訳が確認できるもの)
- ③領収書(写)または振込通知書(写)等の支払いを証する書類
- ④経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用者アンケート

### ステップ1(経営診断)

指定診断士が財務診断、自己診断、現地調査を実施し経営状況を安全性、収益性、健全性、成長性及び生産性等の様々な観点から分析。その結果を「経営診断報告書」にまとめます。

**【実質負担額】** 費用16万円(税抜き)に対し助成金を活用した場合  
・8万円(Gマーク事業者は6万円)  
・診断士の旅費交通費の一部(上限5万円)



### ステップ2(経営改善支援)

～ステップ1を完了した事業者に限り申し込みできます～

ステップ1の結果を踏まえ、質疑応答しながら経営改善策を検討し、助言を行います。また、経営幹部や従業員の方への説明を行い全社体制での取組実施を支援します。

**【実質負担額】** 費用15万円(税抜き)に対し助成金を活用した場合  
・3万円(Gマーク事業者は2万円)  
・診断士の旅費交通費の一部(上限5万円)



### ステップ3(運賃交渉支援)

～ステップ2を完了した事業者に限り申し込みできます～

ステップ1・2の結果を踏まえ、経営実態に即した原価計算の実施・運賃設定を支援します。また、取引先との交渉のための資料作成を補助し交渉に同席して資料説明等を行います。

※最大4日間稼働。実施期間・内容は協議の上決定します。  
※運賃の決定、交渉時の意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。  
※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

**【実質負担額】** 1日あたり12万円(税抜き)に対し助成金を活用した場合  
・1日あたり4万円・最大16万円  
(Gマーク事業者は1日あたり3万円・最大12万円)  
・診断士の旅費交通費の一部(上限5万円)



# 令和8年度 安全衛生法等関係法令 登録技能講習一覧

令和8年6月1日現在

講習名	
1	木材加工用機械作業主任者技能講習
2	プレス機械作業主任者技能講習
3	乾燥設備作業主任者技能講習
4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
6	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
7	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
8	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
9	足場の組立て等作業主任者技能講習
10	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
11	鋼橋架設等作業主任者技能講習
12	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
13	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
14	採石のための掘削作業主任者技能講習
15	はい作業主任者技能講習(高さ2メートルを超える積み付け、積み崩し(はいつけ、はい崩し)の作業)
16	船内荷役作業主任者技能講習
17	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
18	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
19	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
21	鉛作業主任者技能講習
22	有機溶剤作業主任者技能講習
23	石綿作業主任者技能講習
24	酸素欠乏危険作業主任者技能講習
25	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
26	床上操作式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重5トン以上のもので、走行横行共に荷と共に移動するもの)
27	小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1トン以上5トン未満のもの)
28	ガス溶接技能講習
29	フォークリフト運転技能講習(最大荷重1トン以上のもので)
30	ショベルローダー等運転技能講習(最大荷重1トン以上のもので)
31	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(機体重量3トン以上のもので)
32	車両系建設機械(解体用)運転技能講習(機体重量3トン以上のもので)
33	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(機体重量3トン以上のもので)
34	不整地運搬車運転技能講習(最大積載量1トン以上のもので)
35	高所作業車運転技能講習(作業床の高さが10メートル以上のもので)
36	玉掛け技能講習(つり上げ荷重等1トン以上のクレーン等に係るワイヤーの掛け外しなどの作業)
37	ボイラー取扱技能講習(小規模ボイラー)
38	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習